

山梨県公報

号外第五十一号

令和二年

十二月一日

火曜日

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

七一九・一一ヘクタール
一八・〇八ヘクタール
一、〇六三・五六ヘクタール
一四四・九九ヘクタール
一一六・〇〇ヘクタール
一七〇・五七ヘクタール

目次
公告
○令和二年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度：……………一

公告

●令和二年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和二年十二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五八八・一一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七八・三八ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一一八・八四ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一一・二八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六八六・七四ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五三・九八ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇四〇・三一ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五四三・三四ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番